瑞浪市森林整備計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>ページ</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>P.8</td><td>
Ⅰ（略）<br><br>
Ⅱ　森林の整備に関する事項<br><br>
第１（略）<br><br>
第２　造林に関する事項<br><br>
１　人工造林に関する事項<br><br>
人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。<br>
また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。<br>
なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。<br><br>
（１）人工造林の対象樹種<br>
人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。<br><br>
表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種<br>
<table>
<tr><td>一般的事項</td><td>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。<br>・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。<br>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。<br>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。<br>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。<br>・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。<br>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（２）～（３）（略）
</td><td>
Ⅰ（略）<br><br>
Ⅱ　森林の整備に関する事項<br><br>
第１（略）<br><br>
第２　造林に関する事項<br><br>
１　人工造林に関する事項<br><br>
人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。<br>
また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。<br>
なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第２世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。<br><br>
（１）人工造林の対象樹種<br>
人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。<br><br>
表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種<br>
<table>
<tr><td>一般的事項</td><td>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。<br>・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。<br>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。<br>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。<br>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。<br>・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。<br>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
（２）～（３）（略）
</td></tr>
</table>

## ２　天然更新に関する事項

（１）～（４）（略）

P.11

（５）更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が３以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

| | |
|---|---|
| 稚樹高 | 更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm 以上かつ競合植物の高さ以上 |

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

| | |
|---|---|
| 期待成立本数 | ①残存木が無い場合<br>・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。<br>10,000本／ha<br>②残存木がある場合<br>・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本／ha)とする。 |

（略）

P.13

（６）更新調査

表Ⅱ-2-2-5 により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

| | |
|---|---|
| （略） | |
| 更新調査を省略することができる場合 | 以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。<br>・更新対象地の面積が 1ha 以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない)<br>・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合 |

（７）（略）

P.13

## ３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとしま

## ２　天然更新に関する事項

（１）～（４）（略）

（５）更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が3以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が３以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

| | |
|---|---|
| 稚樹高 | 更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm 以上かつ競合植物の高さ以上 |

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

| | |
|---|---|
| 期待成立本数 | ①残存木が無い場合<br>・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。<br>10,000本／ha<br>②残存木がある場合<br>・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本／ha)とする。 |

（略）

（６）更新調査

表Ⅱ-2-2-5 により更新調査を行うこととします。

表Ⅱ-2-2-5 更新調査方法

| | |
|---|---|
| （略） | |
| 更新調査を省略することができる場合 | 以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。<br>・更新対象地の面積が 1ha 以下の場合(但し、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない)<br>・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合 |

（７）（略）

## ３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとしま

| | | |
|---|---|---|
| | す。<br>　なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。<br>・送電線下伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合<br>・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合<br>・母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在する場合<br>・伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合<br>・林床に更新樹種が存在する場合（森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が見られない、林床がササなどで一面被覆されていないなど）<br><br>（２）（略）<br><br>４～５（略）<br><br>第３（略） | す。<br>　なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとします。<br>・送電線下伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合<br>・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合<br>・母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在する**こと**<br>・伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合<br>・林床に更新樹種が存在する場合（森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が見られない、林床がササなどで一面被覆されていないなど）<br><br>（２）（略）<br><br>４～５（略）<br><br>第３（略） |
| P. 18 | **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**<br>**１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法**<br>**（１）水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵（かん）養機能維持増進森林）**<br><br>**ア～イ　（略）**<br><br>**（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）**<br><br>**２（略）** | **第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**<br>**１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法**<br>**（１）水源の涵（追加）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵（追加）養機能維持増進森林）**<br><br>**ア～イ　（略）**<br><br>**（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（追加）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）**<br><br>**２（略）** |
| P. 21 | **３　その他必要な事項**<br>　水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要のある場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。<br><br>**第５　森林配置計画の将来目標区分に関する事項**<br><br>**１（略）**<br><br>**２　将来目標区分の設定に関する基準**<br><br>将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。 | **３その他必要な事項**<br>　水源の涵（追加）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要のある場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。<br><br>**第５　森林配置計画の将来目標区分に関する事項**<br><br>**１（略）**<br><br>**２　将来目標区分の設定に関する基準**<br><br>将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。 |
| P. 23 | **（１）木材生産林及び環境保全林**<br>　木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮します。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。 | **（１）木材生産林及び環境保全林**<br>　木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮する　。また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。 |

（２）～（４）（略）

３～５（略）

第６～第７（略）

第８　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１～２（略）

３　作業路網の整備に関する計画
（１）（略）

P. 31

ア　基幹路網に関する事項
基幹路網の整備計画
基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画
単位（開設、舗装：m、改良：箇所、面積：ha）

| 開設/拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半５年分 | 対図番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市明世町戸狩 | 小狭間線 | 1 箇所 | 39 | ○ | 瑞浪市-1-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市日吉町 | 大狭間線 | 1 箇所 | 147 | ○ | 瑞浪市-2-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市釜戸町 | 名無線 | 1 箇所 | 48 | ○ | 瑞浪市-3-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市釜戸町 | 斧研線 | 1 箇所 | 148 | ○ | 瑞浪市-4-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市陶町水上 | 入ケ洞線 | 1 箇所 | 31 | ○ | 瑞浪市-5-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市陶町猿爪 | 中ノ草線 | 1 箇所 | 233 | ○ | 瑞浪市-6-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市土岐町 | 大月線 | 1 箇所 | 66 | ○ | 瑞浪市-7-改良 | |
| 計 | | | | | 7 箇所 | | | | |

イ（略）

（２）細部路網に関する事項
P. 33

ア　細部路網の整備計画
①（略）

②施工上の留意事項
（略）

（２）～（４）（略）

３～５（略）

第６～第７（略）

第８　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１～２（略）

３　作業路網の整備に関する計画
（１）（略）

ア　基幹路網に関する事項
基幹路網の整備計画
基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画
単位（開設、舗装：m、改良：箇所（追加　　））

| 開設/拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半５年分 | 対図番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市明世町戸狩 | 小狭間線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-1-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市日吉町 | 大狭間線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-2-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市釜戸町 | 名無線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-3-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市釜戸町 | 斧研線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-4-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市陶町水上 | 入ケ洞線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-5-改良 | |
| 拡張（改良） | 自動車道 | | 瑞浪市陶町猿爪 | 中ノ草線 | 1 箇所 | - | ○ | 瑞浪市-6-改良 | |
| （追加） | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 6 箇所 | | | | |

イ（略）

（２）細部路網に関する事項
ア　細部路網の整備計画
①（略）

②施工上の留意事項
（略）

P. 37

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

| 区分 | 配慮すべき事項 |
|---|---|
| 線形 | 谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。<br>横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。 |
| （略） | |

イ（略）

４（略）

第９　その他必要な事項
１～２（略）

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
（１）～（２）（略）

（３）生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成
民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。
大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークを強化し、サプライチェーンの構築を進め、コンビナートによる協業化及び分業化を推進するとともに、DXの導入により先端技術やデジタルツールを活用し、流通プロセスの効率化を図るものとします。
また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

（４）（略）

Ⅲ～Ⅳ（略）

Ⅴその他森林の整備のために必要な事項
１～５（略）

P. 42

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における瑞浪市森林経営管理事業計画については表Ⅴ-1-6-1 のとおりです。

表Ⅴ-1-6-1 計画期間内における瑞浪市森林経営管理事業計画

| 区域（林班） | 作業種 | 面積 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 陶町大川　（230、231） | 森林整備 | 約 12ha | 令和５年度 |
| 釜戸町（113、114） | 森林整備 | 約 29ha | 令和６、７年度 |
| 稲津町小里、萩原（179～182） | 森林整備 | 約 12ha | 令和７、８年度 |

７　（略）

Ⅵ　附属資料
別表１～４（略）

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

| 区分 | 配慮すべき事項 |
|---|---|
| 路網 | 谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。<br>横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。 |
| （略） | |

イ（略）

４（略）

第９　その他必要な事項
１～２（略）

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
（１）～（２）（略）

（３）生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成
民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。
大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。
また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

（４）（略）

Ⅲ～Ⅳ（略）

Ⅴその他森林の整備のために必要な事項
１～５（略）

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
計画期間内における瑞浪市森林経営管理事業計画については表Ⅴ-1-6-1 のとおりです。

表Ⅴ-1-6-1 計画期間内における瑞浪市森林経営管理事業計画

| 区域（林班） | 作業種 | 面積 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 陶町大川　（230、231） | 森林整備 | 約 12ha | 令和５年度 |
| 釜戸町（113、114） | 森林整備 | 約 29ha | 令和６、７年度 |
| （追加） | | | |

７　（略）

Ⅵ　附属資料
別表１～４（略）

別表５　森林配置計画における将来目標区分の区域

（集計表）

| 区　分 | 面積（ha） |
|---|---|
| （略） | |
| 生活保全林 | 165.77 |

| 市町村 | 林班 | 森林の将来目標区分 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 木材生産林 | 環境保全林 | 観光景観林 | 生活保全林 | |
| （略） | | | | | | |
| 瑞浪市 | 124 | | ○ | | ○ | |
| （略） | | | | | | |
| 瑞浪市 | 215 | | ○ | | ○ | |
| （略） | | | | | | |

別表５　森林配置計画における将来目標区分の区域

（集計表）

| 区　分 | 面積（ha） |
|---|---|
| （略） | |
| 生活保全林 | 133.20 |

| 市町村 | 林班 | 森林の将来目標区分 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 木材生産林 | 環境保全林 | 観光景観林 | 生活保全林 | |
| （略） | | | | | | |
| 瑞浪市 | 124 | | ○ | | 追加 | |
| （略） | | | | | | |
| 瑞浪市 | 215 | | ○ | | 追加 | |
| （略） | | | | | | |
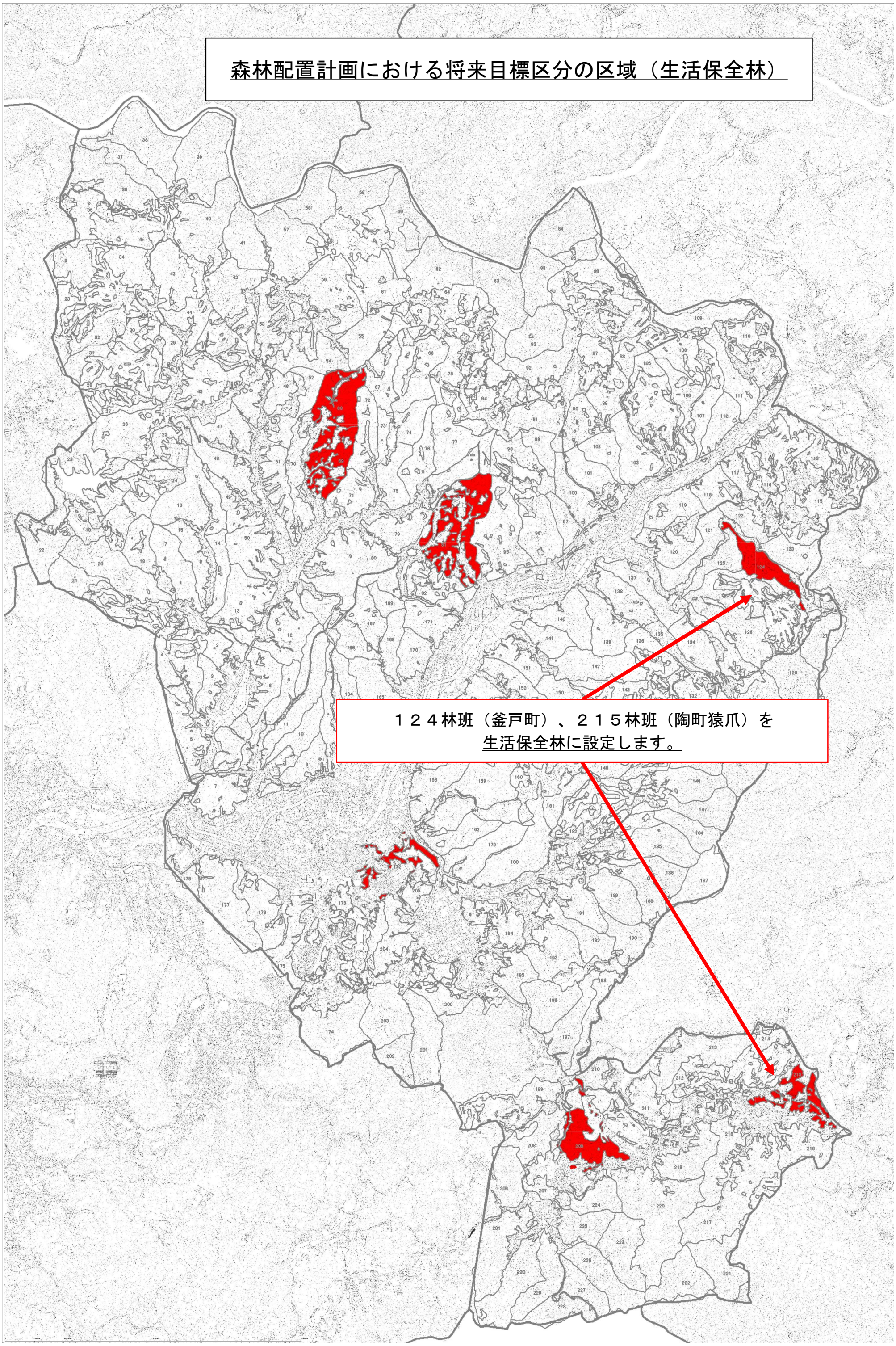
# 森林配置計画における将来目標区分の区域（生活保全林）